

## 5. 各大学における取組の類型化と類型毎の概要

実践プログラムは、全大学とも座学等と長期取組で構成されている点は共通である。各大学や企業の実情に応じて様々な取組が行われているところであるが、類型化できる部分は、長期取組、協定・契約締結等においてである。

長期取組は概ね3つに分類できる。

具体的には、

- ・企業主導型  
企業ニーズに基づく高度な研究開発
- ・大学主導型  
機関でテーマを設定、または共同研究に類する形態
- ・個人提案型  
若手研究者の自由な発想に基づくテーマ設定

となっている。

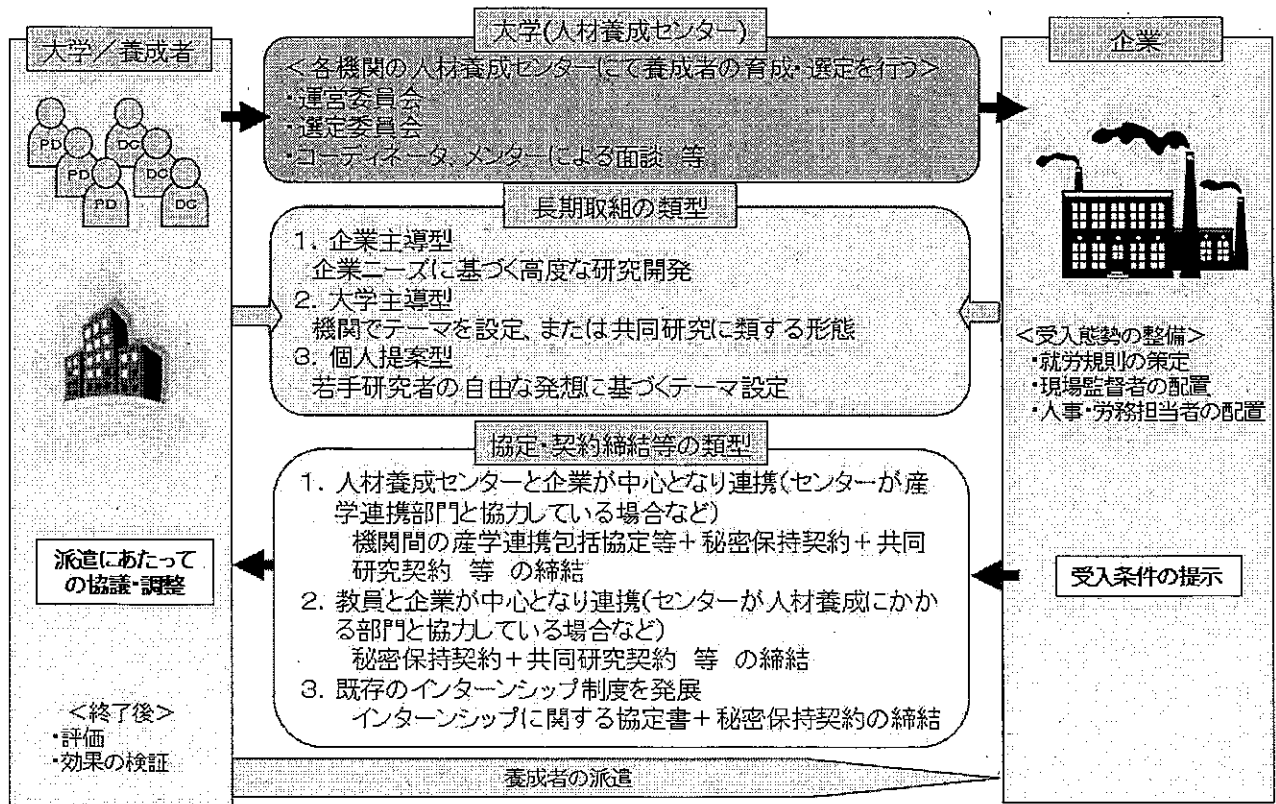
協定・契約締結等は概ね3つに分類できる。

具体的には、

- ・人材養成センターと企業が中心となり連携(センターが産学連携部門と協力している場合など)  
機関間の産学連携包括協定等+秘密保持契約+共同研究契約等の締結
  - ・教員と企業が中心となり連携(センターが人材養成にかかる部門と協力している場合など)  
秘密保持契約+共同研究契約等の締結
  - ・既存のインターンシップ制度を発展  
インターンシップに関する協定書+秘密保持契約の締結
- となっている。



### 科学技術振興調整費 イノベーション創出若手研究人材養成 ＜長期取組、協定・契約締結等の類型＞



○長期取組に当たっての大学と企業との事務手続きについて

長期取組の受入れに当たっては、企業側からの要請事項に基づいて協定・契約等の締結が行われている。

具体的には、

<守秘義務>

- ・連携で得られた技術上・営業上の秘密情報の帰属と保証
- ・連携に必要な情報・資料の提供は無償・有償
- ・秘密保持期間の設定

<特許の取扱>

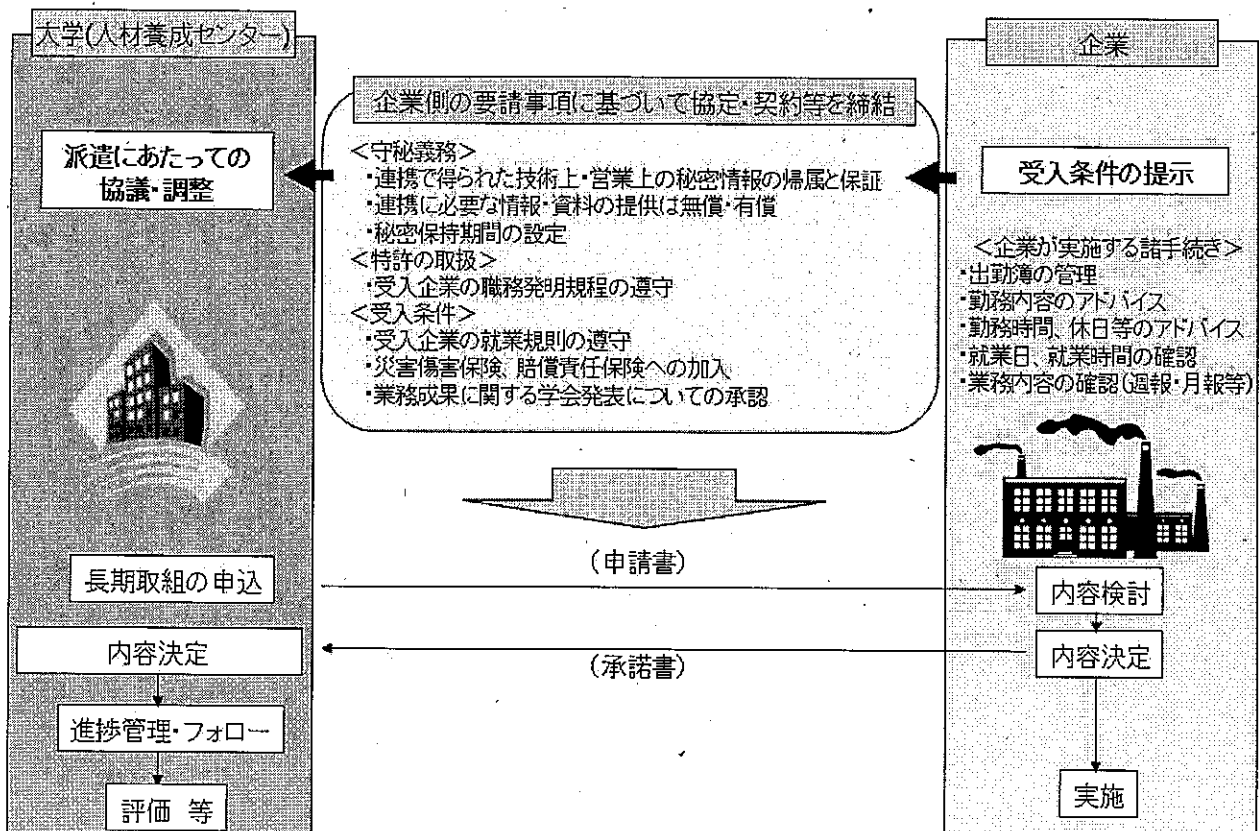
- ・受入企業の職務発明規程の遵守

<受入条件>

- ・受入企業の就業規則の遵守
  - ・災害傷害保険、賠償責任保険への加入
  - ・業務成果に関する学会発表についての承認
- などの協定・契約等の締結が行われている。

こうした長期取組の受入企業との協定・契約等の締結の際には、人材養成センターが中心となって、各機関の産学連携部署・技術移転部門等とともに秘密保持、知的財産、受入条件等について調整を行っている。

<長期取組に当たっての大学と企業との事務手続きについて>



・人材養成センターが中心となって、各機関の産学連携部署・技術移転部門等とともに秘密保持、知的財産、受入条件等について調整

## 6. 本プログラムを担当するPOの人数とその出身

本プログラムは、担当PO1名・副担当PO1名・非常勤PO3名を配置し、民間企業の実情や大学の実情を十分理解した者がPOとして課題管理等を行っており効果的な運営・管理が行われている。

「イノベーション創出若手研究人材養成」のPO体制（平成22年6月）

	人数	出身
担当PO	1	民間企業
副担当PO	1	民間企業
非常勤PO	3	民間企業1名、大学2名
PO補佐	3	民間企業2名、大学1名

## 7. 本プログラムの実施機関と非実施機関との博士課程修了者の就職率の数値あるいはその数値の近年（例えば平成20年以降）の変化傾向の比較

○平成20年度採択機関における博士課程修了者の就職率と博士課程修了者の全国平均就職率との比較

2年間で博士課程修了者の就職率の全国平均は5.5ポイントの上昇であったのに対し、平成20年度採択機関平均では8.6ポイントの上昇であった。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
平成20年度採択機関平均	58.8%	64.8%	67.4%
全国平均	58.8%	63.2%	64.3%

（注）平成20年度採択機関のうち、7月20日までに回答のあった8機関の主な実施研究科における就職数等から算出

## 科学技術振興調整費における平成20年度開始プログラム 中間評価実施要項

平成22年6月24日  
総合科学技術会議有識者議員

### 1. 趣旨

総合科学技術会議は、「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」（平成13年3月22日総合科学技術会議決定）等に基づき、平成20年度に開始されたプログラムに対する中間評価を平成22年度に実施する。

### 2. 対象とするプログラム

「若手研究者養成システム改革」プログラムのサブプログラムである「イノベーション創出若手研究人材養成」を対象とする。

### 3. 評価目的

対象プログラムが、実施目的に即して実施され、所期の政策誘導効果を果たしているかについて評価する。評価結果については、対象プログラムの新規課題公募継続の可否、プログラム運用の改善等に資する。

### 4. 評価実施者等

中間評価は総合科学技術会議有識者議員の合議により行う。（以下、この合議体を「科学技術振興調整費プログラム評価会」という。）

科学技術振興調整費は、総合科学技術会議が示す方針に沿って、文部科学省がプログラムにおける実施課題、実施者の公募要領の作成、公募、審査、調整費の交付及び採択された大学で実施されている課題の評価を行っている。このため、文部科学省をプログラム評価の協力者とする。

### 5. 評価の進め方

「科学技術振興調整費プログラム評価会」が、プログラム中間評価実施のため文部科学省から提出を受けた資料をもとに検討を行い、さらに必要に応じて採択課題の実施者等の意見を聴いて中間評価を行う。結果については総合科学技術会議に報告する。「科学技術振興調整費プログラム評価会」の議事は非公開とし、評価終了後速やかに議事概要を公開することとする。

### 6. スケジュール

7月下旬を目途に取りまとめ、検討結果は、平成23年度科学技術振興調整費概算要求方針に反映させる。

(参考1) 平成20年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方(抄)

1. 若手研究者養成システム改革プログラム

(1) 「イノベーション創出若手研究人材養成」

①内容

我が国が持続的にイノベーションを創出していくため、我が国の若手研究人材が海外で活躍する場を拡大し、研究人材の国際的循環を推進するとともに、イノベーションの出口を支える産業界等の実社会のニーズを踏まえ、創造的な研究開発を行うことができる若手人材を育成し研究人材の社会的好循環の構築に資するため、複数大学等の連携のもとに拠点となるセンター機能を大学等に構築するなど、産学官の協働により策定された長期間の実践プログラムに基づく人材養成の取組を支援する。

②平成20年度充当見込額

10億円程度

③対象機関

大学、大学共同利用機関、国立試験研究機関、独立行政法人等とする。

④対象となる取組

- ・ 実施機関と国内外の企業・研究機関等が協働した長期間の実践プログラムの開発・実施
- ・ 意欲と能力のある若手研究者等の競争的な選抜や①の実践プログラム等の管理・運営を行うためのセンター機能の構築などによる組織的支援体制の構築

⑤選定方法

公募により選定する。なお、申請は原則として機関の長(学長、理事長等)が行うものとする。

⑥選定を行う期間

原則として5年間とするが、必要に応じてプログラムの中間評価を行い、新規選定の実施の継続の可否を検討するとともに、対象とする課題、対象機関等は必要に応じて見直す。

⑦選定課題の実施期間

5年間

⑧選定に当たっての留意点

- ・ 本プログラムにおける「若手研究人材」とは博士後期課程の学生又は博士号取得後5年間程度までの研究者とする。
- ・ 実施機関は、若手研究人材の進路が、アカデミアだけでなく、企業、官公庁、サイエンスコミュニケーター等多様なものとなるよう実践プログラムの策定に留意する。
- ・ 若手研究人材の選抜に際しては、他の研究機関に所属する若手研究人材も含めて公募対象とするなど、特に地域性を考慮した多様な人材の育成を図る。
- ・ 選抜に際しては、他の研究機関から応募した人材が不利とならないよう公平な選抜方法をとるとともに、実施機関外の第三者を関与させる等、客観的・透明な選抜プロセスを担保するよう留意する。
- ・ 実施機関は、周辺の大学、研究機関と連携を行うなどにより、若手人材の中核的な育成機関としての役割を果たす。
- ・ 支援終了後も「イノベーション創出若手研究人材養成システム」の定着を含め構築される人材養成システムの継続的な発展を担保する。